

令和 8 年度しんち魅力発信・プロモーションツール制作事業
公募型プロポーザル募集要領

※本プロポーザルは、令和 8 年度第 3 回「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」の交付決定を前提として実施するものです。当該交付金が決定されない場合、または減額等により事業の実施が困難となった場合は、本プロポーザルを中止します。なお、それに伴う提案書作成等に係る費用は応募者の負担とします。

1 目的

この要領は、新地町が実施する「しんち魅力発信・プロモーションツール制作事業」を委託するにあたり、最も適格な事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業 務 名 しんち魅力発信・プロモーションツール制作事業業務

(2) 業務の目的

本事業は、県外で開催される観光物産展や PR イベント等において、新地町の豊かな地域資源（海・里・山）の魅力発信と、震災後の復興状況や食の安全性に関する正確な情報提供（風評払拭）を行うことにより、県外層の不安や無関心を解消し、将来的な観光誘客および関係人口の拡大を図ることを目的とする。

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期限 契約締結の日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

(5) 提案限度額 1, 9 2 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザルの採用理由及び導入効果

本業務は、県外からの誘客促進および風評払拭を目的とするため、民間事業者の有する専門性、創造性、技術力を活かした「表現」・「デザイン」・「企画」の提案力など、価格以外の要素も含めて総合的に評価することで、最も適格と判断される事業者を選定することが期待できることから、プロポーザル方式を採用する。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に取り扱う。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和 8 年度新地町入札参加資格者の場合、公募開始日から契約締結日までの間に、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 63 年 12 月 25 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 新地町の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 6 月 1 日制定）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、又は同要綱に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑かつ適正な遂行が可能な実施体制及び安定的な財務基盤を有すること。
- (6) 納税の義務を適切に履行していること等、各種法令の規定に違反していないこと。
- (7) 以下に該当する者が役員でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でない者。
- (9) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていること。

5 スケジュール（予定）

実施事項	日程
募集公告・資料配付	令和 8 年 9 月 1 日～
質問書受付期間	令和 8 年 9 月 1 日～9 月 9 日 午後 5 時まで ※質問の回答期限は令和 8 年 9 月 11 日
参加申込書受付期間	令和 8 年 9 月 10 日～9 月 17 日 午後 5 時まで
参加資格結果通知	令和 8 年 9 月 18 日
企画提案書受付期間	令和 8 年 9 月 18 日～10 月 2 日 正午まで
審査会	令和 8 年 10 月上旬
審査結果の通知	令和 8 年 10 月上旬
契約締結	令和 8 年 10 月中旬（予定）

6 質問及び回答

(1) 受付期間

公告日から令和8年9月9日(水)午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールのみとする。指定の「質問書」に記載のうえ、件名を『【質問書】しんち魅力発信・プロモーションツール制作事業』とし、担当部署のメールアドレス宛に送信すること。送信後は必ず電話にて受理確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に関する情報を伏せた上で、新地町ホームページに掲載する。

7 参加申込

参加申込にあたっては次の内容のとおりとし、書類による審査のうえ審査結果を通知する。

(1) 受付期間

令和8年9月10日(木)から令和8年9月17日(木)午後5時必着

※持参または郵送により提出し、郵送の場合は受付期限内必着とする。(電子メール及びFAXによる提出は不可)

(2) 申込方法

提出書類の様式、提出部数等は、別紙「提出書類一覧表」のとおり。

(3) 結果通知

参加申込に係る審査結果(参加資格の有無)については、令和8年9月18日までに参加申込者宛てに電子メールで通知する。

8 企画提案書の作成及び提出

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出できるものとし、提出にあたっては次の内容のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月2日(金)正午必着

※持参または郵送により提出し、郵送の場合は受付期限内必着とする。(電子メール及びFAXによる提出は不可)

(2) 提出書類

提出書類の様式、提出部数等は、別紙「提出書類一覧表」のとおり。

(3) 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号によるものとする。

① 提出された提案書等は返却しない。

② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

③ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

④ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができるものとする。

⑤ 提出された提案書は、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

9 プロポーザルの審査に関する事項

次の各号の定めるところにより選定する。

(1) 審査方法

契約候補者の選定は、企画プロポーザル審査会による書面審査とする。企画提案書の内容を下記「(2) 審査基準」及び「(3) 契約候補者の選定」に基づき選定する。

(2) 審査基準

項 目		配 点
1 業務遂行能力等		
実施体制	・本業務を確実かつ円滑に遂行するための体制・人員配置となっているか ・品質管理やスケジュール管理体制が適切に構築されているか	10
スケジュール	・業務完了及び各種イベントでの活用を見据えた現実的かつ合理的な工程表となっているか	10
業務実績	・類似の印刷物（チラシ等）の編集・デザイン・制作実績や、物品調達等の業務実績を有しているか	10
2 企画提案内容		
業務理解	・本事業の目的（県外層の不安・無関心の解消、風評払拭と魅力発信）を的確に理解しているか ・本町の現状や地域資源（海・里・山、復興の歩み等）に対する理解が示されているか	15
チラシの企画・表現力	・県外のターゲット層（ファミリー層や若年層等）の目を引き、手に取らせる訴求力の高いデザイン・構成となっているか ・復興の歩みや食の安全性等に関する正確な情報を、図解やイラストを用いて分かりやすく伝える工夫がなされているか ・現地取材や撮影を効果的に取り入れ、町のリアルな魅力を伝える方針となっているか	20

	・公式 SNS や観光サイトへのデジタル誘導（二次元コード等）の活用方法が効果的か	
ノベルティの提案性	・提案されたノベルティが、条件に適合しているか ・ターゲット層に親しみを持たせ、イベント時の「フック」として魅力的かつ効果的なグッズとなっているか	1 5
経済性 (費用の妥当性)	・提案金額が提案限度額の範囲内で適切に積算されているか ・見積もりの内訳が明確であり、費用対効果に優れているか	1 5
独創性・独自提案	・他の提案にはない、効果的なイベント配布方法やプラスアルファの独自性・工夫が見られるか	5
合 計		1 0 0

(3) 契約候補者の選定

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合であっても、当該審査は実施することとし、審査における最低点（評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、採用、不採用に関わらず、書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

10 契約に関する基本事項

審査会により選定された契約候補者と仕様書等の協議及び新地町財務規則に基づき契約交渉を行い、協議が整ったときは、随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議の際、提出された企画提案書及び見積書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、契約候補者との協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

11 その他の留意事項

- (1) 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。
- (2) 採用された提案書等及び事業の成果品の著作権は、新地町に帰属する。
- (3) 業務契約を締結し、その遂行にあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等の規定を遵守すること。

12 問い合わせ先

新地町役場産業振興課商工観光係

〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田 30

電話 0244-62-2194

電子メール kanko@town.shinchi.lg.jp